



号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

岩手県職員労働組合

No.2456

2018年

5月1日

新年度も1ヶ月経過。人員は足りていますか？分会基礎調査で職場実態の点検をしましょう。

4.27 地公共闘・18県人勸に向け人事委員会へ要請書提出

賃金・諸手当・専門職処遇改善実現を

＝現給保障対象者の賃金改善が県人勸闘争の焦点に＝

4月27日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、人事委員会が毎年実施する民間給与実態調査に当たり、人事委員会勧告に向けた要請書を熊谷人事委員長あて提出した。要請内容は次のとおり。

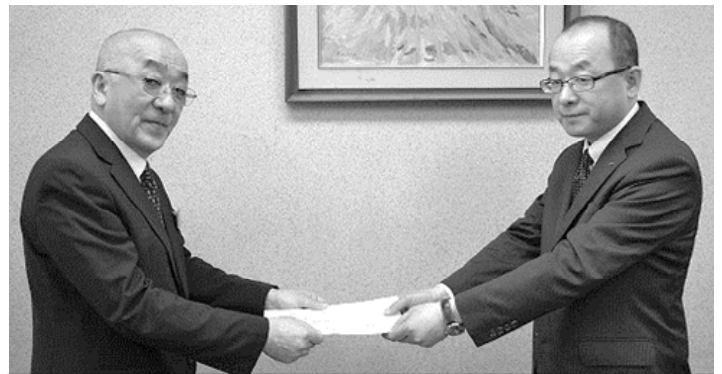
地公共闘の要請書には、①給与制度の総合的見直しの現給保障対象者の状況を分析し、

保障対象者全員が解消されるまでの現給保障措置の継続と職務実態を踏まえた給与改定、②交通用具利用に係る70km以上の距離区分新設ほか諸手当負担解消（高速道路利用や交通機関利用に伴う駐車場利用金等の通勤手当、住居手当）、③専門職種の処遇改善（獣医師ほか）、④休暇制度の拡充（不妊治療への支援策、家族介護休暇等の拡充）、⑤長時間労働縮減の実効力ある対策の検討と、任命権者への更なる対策の徹底を求めること、などの19項目の要請書を提出し、現時点での見解を求めた。

要請書を受け取った菊池人事委員会事務局長は、「民間春闘も5年連続のベースアップであり、明るい兆しが見込まれる」、要請した諸課題についても課題意識があり、人事委員会としても要請事項を人事委員に伝え、「他県の動向を踏まえ、勧告に向け必要な検討を進める」とした。



勤務意欲が持てる勧告を求め要請する地公共闘役員



菊池人事委員会事務局長（左）に要請書を渡す佐藤議長



回答する菊池事務局長

佐藤議長からは、「今年度からの退職手当引き下

げもあり高齢層職員の勤務意欲失墜は著しい。共通認識を持ちながら改善に向けて取り組みを進めて欲しい」とし、勤務・労働条件改善について重ねて要請した。県地公共闘は、秋の人事委員会勧告に向け、継続課題の改善を訴える署名行動等を実施し、取り組みを強化していく。

今年こそ実現を！ 要請書の重点事項はこれ！



①勤務意欲持てる賃金改善…特に現給保障対策

「給与制度の総合的見直し」による中高年齢層職員の賃金抑制が続いている。さらに4月からは退職手当が約70万円余引き下げとなり、度重なる生涯賃金の削減が続いている。最大の課題は、このままでは来年3月で現給保障が終了することだ。昇給・昇格等で解消されなければ事実上の賃下げに陥る。このため「現給保障対象者の状況を分析しながら、現給保障対象者の全員が解消されるまで現給保障措置の継続を検討すること」を要請。

②専門職種の処遇改善

獣医師、薬剤師など専門職種の人材確保が年々困難になっており、恒常的な人員不足が解消されていない。昨年の県人勧闘争でも「他県において処遇改善を行っている状況は承知」としつつも、具体的な改善に至っていない。しかし募集しても人材が確保できない状況は継続したままだ。専門職種に係る初任給格付け改善、手当改善（初任給調整手当等）の実現を求めていく。

③諸手当改善

昨年の県人勧闘争では、交通用具利用に係る遠距離通勤者の負担緩和のため 70 km以上の距離区分の新設を要望。人事委員会は「通勤実態や他県との均衡を踏まえ、検討を深める余地がある」との見解を示しながらも、昨年は改善が実現されなかった。今年こそ実現させる必要がある。高速道路利用及び交通機関利用に伴う駐車料金の手当新設のほか、ガソリン価格の動向を踏まえた上げも重要だ。

さらに、住居手当に関し、昨年の県人勧闘争では「沿岸部の家賃高騰の実情は理解する」とし、かつ「人事院では住居手当の見直しを検討しており、引き上げとなる場合、県も引き上げを検討する余地がある」としている。今年こそ住居手当も改善させなければならない。

④休暇制度の拡充

昨年は看護休暇の取得対象を拡大（中学校修了前の子に加え、配偶者、父母、配偶者の父母を加える）させたが、休暇日数の拡大は継続課題であるほか、不妊治療に係る支援策も重要となる。昨年の県人勧闘争でも人事院の検討状況や他県の状況を踏まえ検討するとしたが、県独自の支援策を示すよう求める。

⑤長時間労働是正

これまでも県人事委員会報告で長時間労働是正に向けた対応を言及させてきた。しかし、依然として長時間労働の是正に向けた勤務時間管理などの実行力ある対策が十分に実現できていない。長時間労働是正と超勤手当の適正支給の観点から、人事委員会の労働基準監督権限の強化を継続して要請。

⑥臨時非常勤職員の処遇改善

昨年5月成立の改正地公法により2020年4月から「会計年度任用職員」制度が新設され、従来の臨時・非常勤職員の任用や処遇が大幅に見直しとなる。賃金水準（格付け・昇給・期末手当等の支給等）・勤務労働条件の改善や適正な任用に向けて任命権者への対応を促すよう要請。